

千葉市事務分掌規則の一部を改正する規則及び千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月30日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第61号

千葉県事務分掌規則の一部を改正する規則

千葉県事務分掌規則（平成4年千葉県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表医療政策課の項を次のように改める。

医療政策課	健康危機管理担当 課長	(1) 健康危機管理の総括に関する こと。
	感染症対策調整担 当課長	(1) 新型コロナウイルス感染症 の感染拡大防止対策等の調整 及び実施に関する こと。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

千葉県規則第62号

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則
で定める日を定める規則の一部を改正する規則

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年千葉県規則第48号）の一部を次のように改正する。

「令和2年9月30日」を「令和2年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。